

## 2. 施策評価



1 施策が目指す江東区の姿

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

2 施策を実現するための取り組み

①連続性のある水辺と緑の形成	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
②エコロジカルネットワークの形成	生態系の調査を行い、生態系の分布を記載した冊子を作成し、区民への啓発を行います。また、エコロジカルネットワーク形成に必要な場所に、緑地を整備します。
③みんなでつくる水辺と緑と自然	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、自然観察会の開催など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくりまします。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、臨海部や大規模公園が整備されている地域は緑被率が高く、一方、北部市街地内の低層住宅等が密集している地域は緑被率が低い。また、大規模開発の進む臨海部では、開発に伴う適切な緑地の確保が必要である。</li> <li>・河川や運河は護岸整備が進み、治水に対する安全性は向上しており、親水公園や散歩道などへの利用転換が進んでいる。</li> <li>・旧中川・川の駅がオープンし、民間事業者による東京初の水陸両用バスの運行が開始した。</li> <li>・平成22年生物多様性保全活動促進法制定</li> <li>・平成23年PFI法改正により、公園等において公共施設等運営権を設定したPFI事業の運営が可能となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や運河は風の道として、公園の緑はクールスポットとして、ヒートアイランド現象を抑制する役割をもつため、水辺と緑の連続性を形成することがより重要となる。</li> <li>・新たな公園・緑地の整備が進まなければ、人口増加によって区民一人当たりの公園面積が減少する。</li> <li>・緑化の普及事業や緑のネットワークの進展により区民が水辺と緑に触れ合う機会が増え、緑や生物多様性への意識が高まる。</li> <li>・『持続可能な社会』の実現に向けて、『自然との共生』を図るためのハード面・ソフト面の基盤整備が求められる。</li> </ul>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球の温暖化や都市のヒートアイランド対策など環境問題への関心が高まり、緑を求める区民の割合が増えている。</li> <li>・レクリエーション活動が多様化し、公園利用に係わるニーズに変化が見られる。また、介護予防機能を備えた健康遊具の設置が求められるなど、高齢化社会への対応が必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちとしての個性と魅力が求められる時代となり、エコロジカルネットワーク形成を含め、豊かで美しい水辺と緑の質が大切になる。</li> <li>・公園利用が多様化し、ニーズにあった公園改修が必要になる。</li> <li>・区民が水辺と緑にふれあう機会が多くなるため、緑の育成や公園管理に区民自ら参加できる仕組みが必要となり、ボランティアの育成やNPO等との協働が重要になる。</li> </ul>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>
-------------------

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
1	水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	%	78.2	77.7	81.6	81.9	80.9	82.3	85	河川公園課
2	区民1人当たり公園面積	m <sup>2</sup>	8.88	8.82	8.73	8.89	8.72	8.60	10	河川公園課
3	水辺・潮風の散歩道整備状況	m	19,411 (20年度)	24,585	25,081	25,936	27,097		25,042	河川公園課
4	ポケットエコスペース設置数	か所	44	46	48	49	49		54	施設保全課
5	水と緑に関するボランティア数	人	646	715	763	946	1,159		—	施設保全課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	2,333,746千円	2,288,094千円	2,477,667千円	2,668,931千円
事業費	1,822,924千円	1,815,037千円	2,015,379千円	2,182,507千円
人件費	510,822千円	473,057千円	462,288千円	486,424千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆指標1の緑の豊かさを増やすためには、民有地・公有地双方の接道部の緑化を進め、ネットワーク化する必要がある。このため、区民が積極的に関わる事業展開が課題となる。◆指標3の水辺・潮風の散歩道の整備状況については、目標値が達成されているが、沿線の土地利用形態などによりネットワークが欠落している箇所がある。◆指標4及び5のポケットエコスペース設置数、水と緑に関するボランティア数は順調に増加している。◆旧中川・川の駅づくり事業については、民間事業者による東京初の水陸両用バスが運行されている。継続的にぎわいづくりを創出するため、民間活用を進めていく。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆今後も地元の理解を得ながら、水辺・潮風の散歩道の整備を進め、水辺のネットワークを推進する。また、自然観察会の支援や緑地保全活動の活性化を促進するなど、区が積極的に区民に働きかけ、みどりにふれあう機会や場を数多く用意する。◆区民・事業者・区のそれぞれの役割を明確にし、協働しながら、区内全域の水辺と緑を育てていく。◆エコロジカルネットワーク形成の方針を立て、計画的な緑地整備や緑地管理を行う。◆児童が自然保護に対する意識を持ち、環境問題への関心を高めるため、環境学習の場として学校にポケットエコスペースの整備を行っていく。◆公園の運営維持管理については、質の向上と支出の縮減を図るため、様々な手法を検討していく。◆仙台堀川公園の更新時期に合わせ、隣接する道路と一体的に整備することで、緑豊かな憩い空間と安全な遊歩道・自転車道の機能を備えた公園の創出を図る。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<p>・公園や水辺・潮風の散歩道について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、区民ニーズを十分に分析し、各々の役割を踏まえた施設となるような整備・改修を行う。</p>	
<p>・水辺・潮風の散歩道について、区民にとって利用し易くネットワーク化された整備を行う。</p>	
<p>・施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。</p>	
<p>・エコロジカルネットワーク形成の促進にあたっては、社会環境の変化や費用対効果を勘案しつつ、効果的な取り組みを検討する。</p>	

# 施策 2 身近な緑の育成

主管部長(課) 土木部長(管理課)  
 関係部長(課) 土木部長(道路課、河川公園課、  
 施設保全課)、教育委員会事務局  
 次長(学校施設課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
②歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、シンボリックな並木道等を整備します。また、地域と連携して街路樹の維持管理を行います。
③区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園や小学校の芝生化が始まる。</li> <li>H18.12「10年後の東京の姿」で街路樹倍増を掲げる。</li> <li>H19.6「緑の東京10年プロジェクト」策定。(東京都)</li> <li>H20年度東京都第五建設事務所と本区で街路樹充実連絡会設置</li> <li>H21.10「江東区みどりの条例施行規則」改正</li> <li>H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定</li> <li>H24.4「江東区みどりのまちなみ緑化助成要綱」改正</li> <li>H24.7「江東区CIG(※)ビジョン」策定</li> </ul> ※CIG：CITY IN THE GREENの略	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設における緑や緑化指導、助成制度による緑が増加し、街路樹や土地の歴史・文化を伝える緑が連携して緑の街並が形成される。</li> <li>沿線の土地利用や区民生活と調和した緑の増量</li> <li>植栽水準のレベルアップ</li> <li>都と連携し都区道「みどりのネットワーク」の形成</li> <li>様々な主体が参画・協働するみどりづくりが進む。</li> </ul>

### 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に身近な緑や大きな樹木、学校の緑の増加を望む声が多い。</li> <li>道路に、ふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが広がる。</li> <li>道路に木陰や緑花を求める声の増加</li> <li>環境、エコへのライフスタイルの変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。</li> <li>街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。</li> <li>江東区長期計画に基づく区全体における緑化施策の横断的・総合的展開と住民主体の新たな緑化施策を実施する。</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
6	緑被率	%	16.68 (17年度)	—	—	19.93	—		18.77	管理課
7	区立施設における新たな緑化面積	m <sup>2</sup>	—	2,341	8,830	2,585	4,086		—	管理課
8	街路樹本数	本	8,998 (20年度)	9,683	10,579	12,276	13,340		13,500	道路課
9	区民・事業者による新たな緑化面積	m <sup>2</sup>	—	38,801	63,213	194,378	66,561		—	管理課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	293,314千円	277,703千円	334,367千円	399,683千円
事業費	219,344千円	209,222千円	259,089千円	326,831千円
人件費	73,970千円	68,481千円	75,278千円	72,852千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>
(1) 施策における現状と課題
<p>平成23年度より順次施行している公共施設緑化事業（道路の隙間、河川護岸）では、植栽した植物の順調な生育が確認できるが、繁茂するまでには年数がかかるため維持管理レベルを保つ必要がある。</p> <p>平成23年度より開始したみどりのコミュニティづくり講座は平成25年度までで計11地区で開催した。平成24年度より開始したベランダ緑化運営委託と併せ、現地での成果を把握するとともに参加者間の連携を強化して、区民が主体的に緑化を進める仕組みへと誘導する必要がある。</p> <p>校庭の芝生化は、小学校18校、中学校1校で実施している。維持管理経費については、東京都の補助金が工事後3年間のため、区の支出増が懸念される。芝生を張る場所は、芝生の良好な状態が継続できる範囲を想定するため、児童の動線等を考慮し、設計時から反映していく必要がある。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>江東区長期計画に基づき、民有地・公有地緑化の新たな制度や仕組みを作る。既存の緑化事業に加え、CIG関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティの形成や区民が参画したみどりのまちづくりができるように様々な誘導策を実施する。その中で、民有地緑化を推進するための新たな助成制度や顕彰制度の導入を検討し、民有地緑化の推進にインセンティブを与える。</p> <p>環境教育の一環としても、引き続き校庭芝生化を整備していく。新築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。</p>

7 二次評価<< 区の最終評価 >>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。</li> <li>・CIGビジョンの実現に向けて、長期的視点に立った施策の構築に取り組む。</li> <li>・民間による緑化をさらに進めるため、区民や事業者が主体となって取り組むことを促す有効な方策について検討する。</li> <li>・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質についても、今後の目標水準や目指すべき姿について検討を行う。</li> </ul>

**1 施策が目指す江東区の姿**

区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

**2 施策を実現するための取り組み**

①環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する啓発や情報発信を行います。また、区独自のエコポイント制度の導入や環境家計簿の普及に取り組みます。
②計画的な環境保全の推進	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )削減量の具体的な数値目標を掲げる等、地球温暖化対策に重点を置いた環境基本計画を策定します。また、計画の実現に向けて、区民・事業者・区がともに二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )の削減に取り組みます。
③公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年3月「江東区環境基本計画」及び「KOTO低炭素プラン」策定</li> <li>・H22年4月から土壤汚染対策法が改正施行され、土壤汚染対策が強化された。</li> <li>・H25年2月、微小粒子状物質(PM2.5)に関する大気環境基準及び注意喚起の暫定指針値が示された。</li> <li>・H19に批准された京都議定書の第一約束期間がH24末で終了。日本の総排出量の平均は8.2%減となり、目標値(6%)を達成したものの、森林吸収や排出量取引によるところが大きく、温室効果ガス排出量自体は増であった。</li> <li>・H25年9月、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、第1作業部会による第5次評価報告書において、人間活動が温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い(可能性95%以上)こと、温暖化については「疑う余地がない」こと等を公表した。</li> <li>・H25年11月、国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP19)において、平成32年度における温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標を、平成17年度比3.8%削減と設定した。新目標は、原発による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の科学的知見などによれば、CO<sub>2</sub>の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は比例関係にあり、今後、より多くの排出削減が必要になると予測している。</li> <li>・大気、水質、土壤汚染等の環境保全対策がますます重要課題となり、環境保全行政を行ううえで区の役割が増大する。</li> <li>・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー政策は、大幅な方向転換を迫られており、再生可能エネルギーの普及促進施策が急速に推進されている。</li> <li>・「当面の地球温暖化対策に関する方針(H25.3)」では、「新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進する」とされており、地方公共団体、事業者及び国民には、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することが求められる。</li> <li>・国のエネルギー政策の方向性が定まらない中、各自治体は国の動向を見据えつつ、自治体の状況に合った独自の施策の検討が必要とされている。</li> <li>・H25年9月、「2020東京オリンピック・パラリンピック」の開催が決定し、環境に配慮した開催が求められている。</li> </ul>

**3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・半数以上の区民が、環境に配慮した行動に取り組んでいる(H25年度区民アンケート調査)。</li> <li>・人口の増加や生活様式の多様化に伴い、快適な大気、水環境等を求める区民要望が増加している。そのため都市における良好な環境保全の取り組みが求められている。</li> <li>・東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害がれき受け入れ、節電等、環境対策に対する区民意識が高まってきている。</li> <li>・震災後の電力不足を契機として、電力に依存した生活の見直しや交通手段の省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用等、これまでのライフスタイルの転換を図る必要がある。</li> <li>・環境保全は区民や地域の協力が不可欠であることから、区民や地域が環境保全に関心を持ち、区の施策に意欲的に参加できるように、区民ニーズを的確に捉えて応えていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区域のCO<sub>2</sub>排出量は、産業部門からの排出量が減少する一方で、業務(オフィスビル等)・家庭・運輸部門では増加傾向にある。今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれることから、CO<sub>2</sub>排出量の大幅な増加が予想される。</li> <li>・安心・安全と快適環境への対応を求める区民意識が増大するとともに、区民や事業者への環境情報の提供が、これまで以上に求められる。</li> <li>・震災後、区民・事業者に省エネ意識が根づいており、節電について継続的な運用改善が実施されているため、今後は設備更新について更なるインセンティブを働かせる必要がある。</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
10 環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	51.7	49.1	55.1	53.7	52.4	53.9	60	温暖化対策課
11 環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数	人	22,404 (20年度)	31,385	33,373	32,155	33,058		27,000	温暖化対策課
12 江東区の二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )削減量の目標値を知っている区民の割合	%	—	15.7	16.0	14.4	11.4	13.7	50	温暖化対策課
13 大気環境基準達成割合(二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ))	%	100 (20年度)	100	100	100	100		100	環境保全課
大気環境基準達成割合(浮遊粒子状物質(SPM))	%	100 (20年度)	100	100	100	33		100	環境保全課
14 河川水質(BOD)の環境基準達成割合	%	100 (20年度)	100	100	100	100		100	環境保全課
15 道路交通騒音の環境基準達成割合(昼間)	%	65 (20年度)	68	70	69	75		80	環境保全課
道路交通騒音の環境基準達成割合(夜間)	%	40 (20年度)	42	45	38	60		60	環境保全課

### 5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	238,410千円	215,802千円	242,256千円	238,738千円
事業費	72,122千円	62,317千円	82,967千円	66,147千円
人件費	166,288千円	153,485千円	159,289千円	172,591千円

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

◆区民や事業者が、環境問題に関する情報の共有化を図るためには、区民各層を対象とした環境教育プログラムを実施していくことが必要である。◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民、事業者、区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。◆区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。◆環境への関心が高まる中で、環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。◆環境学習情報館の管理・運営にあたり、平成24年度に実施した事業の見直し及び評価方法等の検討に基づき、平成26年度より講座受講者アンケートを実施し、区民ニーズを把握することで、事業の評価を行っている。◆大気環境については、光化学オキシダントの環境基準の早期達成、21年度に環境基準が設定された微小粒子状物質への対応が課題である。水環境については、快適な河川環境を求める要望が大きく、要望を実現することが課題である。大気環境、水環境ともモニタリングを継続し、長期的に傾向を把握することが重要である。道路交通騒音については、騒音の要因が多様なため、道路管理者や警察等との連携が必要であり、区の対応に限られることが課題である。◆東日本大震災後、火力発電による供給依存度の高まりにより、CO<sub>2</sub>排出量の大幅な増加が危惧されるため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・行政が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。◆東日本大震災後の電力需給状況の変化を踏まえ、中長期的な温暖化対策を視野に入れた施策の検討が必要である。◆発電源の供給依存度の変化により、CO<sub>2</sub>排出係数の変化が大きいことや、温室効果ガス削減量の把握は概ね3年程度の時間を要することから、削減目標値の設定にあたっては十分に留意し、今後の政府の目標や国際動向を踏まえつつ、現実的な進捗管理を図る必要がある。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民がより簡易に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようにする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点を置いて、一層の環境教育の拡充を進める。◆環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギー設備や高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用等、節電対策の促進や新たな交通手段の推進等、区民・事業者のライフスタイルの転換に向けた支援を行う必要がある。◆環境学習情報館の管理・運営にあたっては、事業の目的・目標・評価指標を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を実施する。◆環境基本計画の改定にあたって、計画や施策は、環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

## 7 二次評価《区の最終評価》

- ・環境問題に関する区民・事業者への啓発について、目的・効果・対象を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討するとともに、より効果的・効率的な方策を検討する。また、その取り組みによる成果を客観的に把握する仕組みづくりに取り組む。
- ・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。
- ・東日本大震災後の電力需給状況や国の動向等の変化を踏まえつつ、区として計画的に環境保全に取り組む。

# 施策 4

# 循環型社会の形成

主管部長(課) 環境清掃部長(清掃リサイクル課)  
 関係部長(課) 環境清掃部長(清掃事務所)、  
 土木部長(施設保全課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①循環型社会への啓発	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、環境学習情報館「えこっくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
②5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、リユース食器の貸し出し、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

## 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.3 江東区で廃プラスチックサーマルリサイクルを本格実施。ごみ・資源分別を変更し容器包装プラスチック等のリサイクルを開始。</li> <li>・H21.6 江東区清掃リサイクル条例改正(資源抜き取り対策の強化)</li> <li>・H22.4 江東区とNPO法人が連携し、発泡スチロールリサイクルのモデル事業を開始。</li> <li>・H23年度、H24年度 東日本大震災に伴う電力逼迫等の影響により一般廃棄物の埋立量が増加。(埋立てる焼却灰の容量をさらに半減させるスラグ処理に多大の電力を消費するため、震災後はこれを中止した)</li> <li>・H24.3 「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を目指し、江東区一般廃棄物処理基本計画策定(第3次)</li> <li>・H25.4 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行</li> <li>・H25.10 水銀に関する水俣条約採択・署名</li> <li>・H26.4 家電リサイクル法に定める家電4品目のうちの冷蔵庫・冷凍庫に保冷庫・冷温庫(冷却や制御に電気を使用するものに限る)が追加された。</li> <li>・H25、26年度 国において容器包装リサイクル法の見直し作業を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の増加傾向に比べ、ごみ量は微減傾向で推移している。しかしながら、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が低下すれば、人口増加や景気の回復に伴いごみ量は増加に転じ、環境負荷が増大する。</li> <li>・区のごみが埋め立てられている中央防波堤外側埋立地及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。</li> </ul>

## 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷を軽減するごみ・資源の分別方法が求められている。</li> <li>・ごみ・資源の分別方法の分かりやすい説明が求められている。</li> <li>・発生抑制や再利用など、ごみ減量方法についての具体的な取り組み方法や、詳しい情報が求められている。</li> <li>・ごみ減量や資源化の新たな施策の展開が求められている。</li> <li>・ごみに関する情報の適切な発信が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民のごみ減量・資源分別への取り組み意識が向上せず、ごみ量が増加し、循環型社会の構築が困難となる。</li> <li>・人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数を増やす必要がある。</li> </ul>

## 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
16	区民1人当たり1日のごみ量	g	613 (20年度)	567	564	549	542		520	清掃リサイクル課
17	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	67.19 (20年度)	67.40 (21年度)	68.16 (22年度)	69.26 (23年度)	70.79 (24年度)	70.97 (25年度)	70	清掃事務所
18	資源化率	%	23.3 (20年度)	25.6	25.5	25.7	25.7		30	清掃リサイクル課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	7,005,221千円	6,793,873千円	6,766,071千円	6,769,170千円
事業費	5,205,887千円	5,135,367千円	5,036,686千円	5,049,100千円
人件費	1,799,334千円	1,658,506千円	1,729,385千円	1,720,070千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、ごみ・資源の分け方の周知徹底に努めてきた。</li> <li>◆3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えをさらに進めた「5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）」を基本とする、さらなるごみ減量に向けた啓発を始めた。</li> <li>◆区民1人当たり1日のごみ量は着実に減少しているが、さらなる減量に向け、資源回収品目の拡大等、新たな施策を展開していく必要がある。</li> <li>◆行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。</li> <li>◆区民・事業者の自主的な取り組みを進める具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。</li> <li>◆家庭系燃やすごみの組成調査における資源混入率は概ね20%程度に達しており、適切な分別についてさらなる周知徹底が必要である。</li> <li>◆家庭系燃やすごみに占める生ごみの割合が、40%程度に達し、大きな比重を占めている。</li> </ul>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活を意識する必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組むことが重要と考える。</li> <li>◆5Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区報等の広報媒体の活用その他、直接区民に啓発活動を行う取組を進める。</li> <li>◆ごみ減量意識の向上のため、学校教育における環境学習の充実を図る。</li> <li>◆生ごみのリサイクルについて、地域での取り組みなど、一層の拡大のための施策を検討する。</li> <li>◆目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（PDCAサイクル）による事業の進捗管理を行う。</li> <li>◆不燃ごみ・粗大ごみの再資源化に向けた検討を行う。</li> <li>◆水俣条約の発効（H28年度見込）を見据え、水銀含有廃棄物の適切な回収について検討する。</li> </ul>

7 二次評価《区の最終評価》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する啓発活動に積極的に取り組む。特に、5Rのうちリフューズ、リペアについても、それぞれ具体的の方策や啓発を推進し、成果を明らかにする。</li> <li>・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の観点からの検証を行い、効率化、コスト縮減に取り組む。</li> </ul>

1 施策が目指す江東区の姿

省エネルギーのための取り組みや、自然エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①自然エネルギー等の利用促進	自然エネルギーを利用した太陽光発電システムや省エネルギー設備などの導入を促進します。また公共施設の改築・整備にあわせ自然エネルギー設備や省エネルギー設備を導入します。
②エネルギー使用の合理化の推進	低公害車の普及や公共交通の利用を促進します。また、一定規模の開発の機会を捉え、地域冷暖房や未利用エネルギー等を積極的に導入したまちづくりを行います。
③パートナーシップの形成	カーボンマイナスこどもアクションやエコ事業所の仕組みづくり等、区民・事業者・区が一体となって低炭素社会への転換に向けた取り組みを展開します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年3月「江東区環境基本計画」及び「KOTO低炭素プラン」策定。</li> <li>・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響で、国内の原子力発電所の運転は全て停止し、継続的な節電対策が全国的に求められている。</li> <li>・H25年4月に「電力システムに関する改革方針」が閣議決定され、電力の自由化に向け改革が進められている。</li> <li>・H25年6月、日本再興戦略において、平成32年までに次世代自動車(EV、PHV、FCV等)の新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、効率的なインフラ整備等を進めるとしている。</li> <li>・H26年3月、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定し、数値目標を定めた。</li> <li>・H26年4月、政府により「エネルギー基本計画」策定。原子力発電を重要なベースロード電源と位置付け、再エネ導入の最大限加速等、新たなエネルギー政策の方向性を示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の科学的知見などによれば、CO<sub>2</sub>の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は比例関係にあり、より多くの排出削減が必要となると予測している。</li> <li>・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー政策は、大幅な方向転換を迫られており、再生可能エネルギーの普及促進施策が急速に推進されている。</li> <li>・国の温室効果ガス削減目標の動向は、本区の温暖化対策にも大きな影響を及ぼす。</li> <li>・「当面の地球温暖化対策に関する方針(H25.3)」では、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進する」とされており、地方公共団体、事業者及び国民には、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することが求められる。</li> </ul>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区のH23年度のCO<sub>2</sub>排出量は、主に業務部門156.4万トン、家庭部門65.4万トン、運輸部門50.4万トン。</li> <li>・東日本大震災を経て、区民の環境意識は大きく向上している。「地球温暖化防止設備導入助成」では、H24年7月の「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の開始もあり、再生可能エネルギーへの注目が高まり、H24年度は太陽光発電設備導入への申請がより一層増加した。またH25年度は家庭用燃料電池装置(エネファーム)の申請数が大幅に増加した。</li> <li>・震災直後の電気事業法第27条の電力使用制限令を伴う節電の実施により、区民・事業者に節電意識が根付き、自主的・継続的な節電が実施されている。</li> <li>・燃料費の上昇や再生可能エネルギー固定価格買取制度導入による賦課金の上乗せにより、継続的な電気料金の値上げが実施されると共に電力メニューの選択制が導入された。本区においては一部の小学校が新電力を導入している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区域のCO<sub>2</sub>排出量は、産業部門からの排出量が減少する一方で、業務(オフィスビル等)・家庭・運輸部門では増加傾向にある。今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれることから、CO<sub>2</sub>排出量の大幅な増加が予想される。</li> <li>・温暖化対策における自治体や家庭での取り組みの重要性が増すとともに、区民・事業者・区が連携・協働して中長期的な節電対策に取り組む必要がある。</li> <li>・電気料金の値上げにより、区民の省エネ設備導入への需要はさらに高まることが予想される。</li> <li>・再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入により、再生可能エネルギーに関する新たな事業が注目されており、本区においても地球温暖化防止設備導入助成にとどまらない新たな展開が求められる。</li> <li>・地球温暖化防止設備導入助成事業では、区民意識や生活様式の変化に合わせた対象設備の拡充が求められる。</li> <li>・電力システム改革専門委員会報告書により、電力の全面自由化が平成28年から平成32年を目途に3段階の行程を経て実行される。</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
19 区民1人当たりの二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	t	6.0 (17年度)	6.7 (20年度)	6.0 (21年度)	6.1 (22年度)	6.5 (23年度)		4.6	温暖化対策課
20 地球温暖化防止設備導入助成件数累計	件	—	377	758	1,206	1,387		3,500	温暖化対策課
21 自然エネルギー設備を導入した区施設数(風力発電施設)	施設	2	2	2	2	2		2	温暖化対策課
21 自然エネルギー設備を導入した区施設数(太陽光発電施設)	施設	6	7	9	9	10		9	温暖化対策課
21 自然エネルギー設備を導入した区施設数(雨水利用施設)	施設	47	49	49	49	50		51	温暖化対策課
22 庁有車の低公害車導入率	%	72.1 (20年度)	79.7	81.7	83.3	85.5		100	温暖化対策課
23 カーボンマイナスこどもアクション延べ参加企業数累計	団体	46	46	65	108	146	175	250	温暖化対策課
24 江東区役所の二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	t	20,478 (19年度)	17,288 (21年度)	18,199 (22年度)	17,888 (23年度)	20,997 (24年度)	20,181 (25年度)	18,430	温暖化対策課

### 5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	345,171千円	325,838千円	373,153千円	293,165千円
事業費	292,438千円	277,223千円	321,475千円	271,527千円
人件費	52,733千円	48,615千円	51,678千円	21,638千円

### 6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

#### (1) 施策における現状と課題

◆東日本大震災の影響により、原子力発電から火力発電などへの依存度が高まり、電気使用におけるCO<sub>2</sub>排出が多くなることから、中長期的な節電対策を検討する必要がある。◆猛暑日の増加や自然災害の多発等の傾向から、区民、事業者とのパートナーシップの形成による、低炭素社会への転換に向けた取り組みの必要性が増している。◆今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれること、発電源の供給依存度の変化によりCO<sub>2</sub>排出係数の変化が大きいことなどから、CO<sub>2</sub>排出量の総量削減は困難な状況にあり、現実的な削減目標値の設定とCO<sub>2</sub>排出削減のための施策について検討する必要がある。◆省エネ・再エネ設備導入への助成制度について、より区の地域特性や区民ニーズを反映させた制度を検討する必要がある。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆国や都におけるエネルギー政策の動向を見据えながら、再生可能エネルギーの導入・利用拡大をこれまで以上に推進する。◆東日本大震災以降、太陽光発電等の再エネ設備や省エネ設備の導入気運が高まり、補助制度に対する区民・事業者の期待は高まっている。集合住宅居住者の割合が高いため、集合住宅居住者のニーズを重視するとともに、業務部門対策の更なる強化のため、事業者にとっても利用しやすい制度を検討していく。◆再生可能エネルギーへの注目が集まる中、区が率先して導入に取り組むとともに、時勢や区民ニーズに合った新たな施策展開を図る必要がある。◆運輸部門対策強化のため、低公害車の導入推進や新たな交通手段の推進に向けた施策展開を図る必要がある。◆区民、事業者の主体性を重んじた環境学習により、効率的、効果的にパートナーシップの形成を推進していく必要がある。◆今後国の計画が改定された際でも、区の計画を大きく見直さずに取り組みを継続することができるよう、現実的な計画と施策を進める。また、環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

### 7 二次評価<< 区の最終評価 >>

- ・広域的な視点を持ち、国と都との役割分担の中で、本区が担うべき取り組みの範囲を慎重に検討する。
- ・二酸化炭素排出量削減に寄与する具体的な取り組みについて、区民、民間事業者との連携を図りながら、費用対効果の観点を踏まえて取り組みを進める。

1 施策が目指す江東区の姿

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み

①保育施設の整備

地域需要に応じて、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員等の保育施設の整備を進めます。また、保育施設の改修や設備の拡充を行います。

②多様な保育サービスの提供

延長保育、病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。また、一時保育事業の拡充等により、在宅で子育てを行う保護者を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心として、0歳から5歳までの乳幼児人口が毎年増加していることと、共働き世帯の増加などにより保育所への入所希望者は毎年増加している。</li> <li>・保育施設の充実を図るために、国が安心こども基金を設置し東京都に交付した。都はこれに基づき、待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備を促進するための補助制度を創設した(平成21-25年度)。</li> <li>・都営住宅に併設する保育園を中心に老朽化が進み、耐震工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。</li> <li>・国は地域主権改革一括法にて児童福祉法を改正し、都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について、独自の基準を規定し緩和した。</li> <li>・子育て支援策の強化を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布された。</li> <li>・平成25年4月、都は小規模保育整備促進支援事業(東京スマート保育、平成25・26年度の2か年実施)補助制度を創設した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊洲地区を中心にして乳幼児人口の増加が続くと見込まれる。また、マンション新築に伴う子育て世代の流入により、保育施設に対する需要は今後も増加するものと推定される。</li> <li>・保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。</li> <li>・平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、本区の規定整備、施設整備計画の策定が必要である。</li> </ul>						
	江東区人口推計	22年(実績)	23年(実績)	24年(実績)	25年(実績)	26年(実績)	増減(26年/22年)
	区全体	466,724	472,429	476,523	480,271	487,129	当初見込 105.0% 実績 104.4%
	うち0-5歳	25,210	25,865	26,226	26,425	27,182	当初見込 112.1% 実績 107.8%

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設への入所希望児童数は、平成21年度の7,947人から平成26年度の10,934人と、この5年間で2,987人(37.6%)増加しており、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。</li> <li>・これまでも通常保育では対応できない保護者に対して延長保育や産休明け保育を提供するとともに、一時保育や病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育等多様な保育サービスの充実を図ってきたところであるが、これまで以上に区民の生活環境やニーズに合わせた保育サービスの提供や実施しているサービスの拡充などが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働き世帯の増加が依然続いており、さらに保育需要は増加すると予測される。また、就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、加えて在宅での子育てを支援するための一時保育などの多様な保育サービスの拡充が求められる。</li> </ul>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
25 保育所待機児童数	人	239※1 (312)※2	232 (351)	166 (273)	136 (253)	242 (416)	170 (315)	0	保育 計画課
26 一時保育の利用者数	人	10,010 (20年度)	13,870	18,001	20,844	22,388		29,000	保育 計画課

※1 実質的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所、幼稚園等に入所した人数、育児休業中の人数を除いた数

※2 形式的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所等に入所した人数を除いた数

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	19,662,245千円	19,705,404千円	22,608,393千円	25,717,236千円
事業費	13,193,296千円	13,742,607千円	16,054,731千円	19,107,497千円
人件費	6,468,949千円	5,962,797千円	6,553,662千円	6,609,739千円

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策における現状と課題

◆区では認可・認証保育所の新設や既存施設の定員増などにより、平成21年度から平成26年度の5年間に3,224人（7,749人→10,973人）、特に平成25年度は1,209人の保育施設定員拡大を図り、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。◆待機児童は、平成26年4月現在170名（形式的待機児童：315名）を数えており、この解消を図る必要がある。待機児童の分布を見ると、0歳～2歳が全体の92.9%を占めており、この需要に対応する必要がある。その一方で、認証保育所の同年齢の空きが205名あり、待機児童の解消に向け、ここに待機児童を誘導する必要がある。◆認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見られる。◆子ども・子育て支援新制度では、申請要件が「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に変更となるため、多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスを充実させ、提供していく必要がある。

待機児童の分布 (26年4月1日現在)

		0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
実質的待機児童	人数	26	70	62	9	1	2	170
	割合	15.3%	41.2%	36.5%	5.3%	0.6%	1.2%	—
形式的待機児童	人数	94	138	69	9	1	4	315
	割合	29.8%	43.8%	21.9%	2.9%	0.3%	1.3%	—
認証保育所の空き人数		86	66	53	※1			205

※1 年齢ごとの定員設定がなされていないため算出できず

### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘案し、様々な手法で認可保育所を効果的に整備し、長期計画の後期間中に実質的待機児童の解消を目指す。◆区立保育所園舎の老朽化が進んでいるため、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。◆区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせた、きめ細かい保育サービスの提供を続けていく。◆江東区こども子育て支援事業計画を基に、保育施設を適正に整備していく。

## 7 二次評価《区の最終評価》

- ・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、生活環境やライフスタイルの変化に合わせたきめ細かいサービスの充実と提供に努める。
- ・民間活力の積極的な活用を図りつつ、マネジメント機能をさらに高める意識を持って、サービスの質の向上にむけた事業者への支援・指導等に取り組む。
- ・保育施設について、今後の需要動向や子ども・子育てに関する新制度の本格実施を踏まえ、適正な整備に取り組む。

# 施策

7

# 子育て家庭への支援

主管部長(課) こども未来部長(子育て支援課)  
 関係部長(課) 総務部長(総務課)、こども未来部長(保育計画課、保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①子育て支援機能の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
②多様なメディアによる子育て情報の発信	「子育て便利帳」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、紙媒体やケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせ発信していきます。
③子育て家庭への経済的支援	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等にこどもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>南部地域等の急速な発展に伴い、人口の増加が続いている。特に豊洲地区では急激に人口が増加しており、平成21年に78,579人だった人口が平成26年には104,430人となり、32.9%増加している。18歳未満の児童人口については、平成21年の59,971人が平成26年には70,887人となり18.2%の増加となっている。全国的な少子化傾向の中にあって江東区では「多子化」ともいべき傾向がみられる。子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」及び「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行され、児童手当に替わって子ども手当の支給が開始されたが、平成24年4月より子ども手当と支給対象を変えずに児童手当の支給に戻った。平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が改正され、就学支援金の支出について、所得制限を行う等の必要な見直しを行うこととなった。</p>	<p>平成21年に実施した将来人口推計では、マンション等大量の住宅供給の影響を反映して、平成31年の総人口は約54万人となる見通しとなっている。このうち年少人口(0歳～14歳)は、平成31年には72,331人となり、年少人口構成比は平成31年に13.4%になると推計されている。</p> <p>また、消費税率の引き上げにより、子育て家庭を取り巻く経済状況は引き続き厳しいものが見込まれるため、高等学校等への進学にあたり、授業料については負担が軽減されているものの、奨学資金を必要とする家庭も一定数見込まれる。</p>

### 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成21年3月に実施した「江東区民子育てニーズ調査」では、子育てに「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」という回答を合わせると、就学前児童のいる家庭では51.7%、小学校児童のいる家庭では46.7%が、子育てに不安や負担を感じていると回答している。また、仕事と家庭生活のバランスについては、就学前児童の保護者で出産前後に離職した人は38.7%となっている。このうち42.0%の人が、「仕事と家庭の両立を支援できる環境が整っていたら継続して就労していた」と回答している。</p> <p>子ども家庭支援センターの子育て相談の件数は、平成21年度には3,968件であったが、平成25年度には3,845件に減少した。</p>	<p>核家族化の進展や、急速な人口の増加による子育て家庭と地域社会のつながりの希薄化などが、子育て家庭に様々な影響を与えており、子育てに不安感・負担感を感じる保護者の増加が予想される。家庭、地域社会、企業、行政の連携を推進し、地域としての子育て対応力の向上を図る取り組みが必要である。また、ワークライフバランスを推進し、誰もが子育ての楽しさや喜びを実感できる社会の実現が求められている。</p>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

「児童手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律(「児童手当法」、「児童扶養手当法」)に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
27	子育てがしやすいと思う保護者の割合	%	46.6	47.7	54.5	53.0	52.4	56.3	75	子育て 支援課
28	子育てひろば利用者数	人	235,444 (20年度)	275,631	234,273	263,429	279,503		263,800	子育て 支援課
29	区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	%	46.4	52.3	50.0	48.7	50.0	56.3	75	子育て 支援課
30	認可外保育施設保護者負担軽減事業の助成件数	件	14,913 (20年度)	20,722	21,945	24,811	27,091		32,800	保育課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	15,525,035千円	14,957,749千円	16,173,231千円	16,107,565千円
事業費	14,858,232千円	14,343,908千円	15,502,790千円	15,468,262千円
人件費	666,803千円	613,841千円	670,441千円	639,303千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>◆核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が進むなか、家族形成期を迎えてマンションを購入した転入世帯の増加などにより、子育てに不安感を持つ家庭や地域社会において孤立感を抱く家庭が増えている。また、景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感増大の背景には、保護者の就業形態の問題も要因として存在している。</p> <p>◆政府の雇用・経済施策が浸透しつつあるが、経済的自立を図るための母子家庭自立支援事業における給付金利用の需要は依然として根強い。被保護世帯数のうち、母子家庭の割合は5%台で推移しており、DV・精神的問題・経済的不安等、問題が複合化していることが、依然として自立阻害要因となっている。区では、このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による迅速な支援や、母子生活支援施設の利用、関連施設との円滑な連携、就労自立の促進が一層求められている。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆子育て家庭の不安感・孤立感解消のため、子育てひろばの充実や子育てグループに活動の場を提供することにより、親子の交流や情報交換、仲間づくりの機会を増やすとともに、子育て家庭への相談支援体制の一層の充実を図る。◆子育て情報ポータルサイトやこんにちは赤ちゃんメールの配信などのITメディア、地域情報誌など多様な媒体による情報提供を行うことにより、子育て家庭の利便性向上を図る。◆子育て講座など子育て中の保護者が子育てについて学べる機会を提供する。◆区独自の子育てボランティア「児童家庭支援士」など地域の人材育成に取り組むとともに、子ども家庭支援センターを拠点として、NPO、子育てグループ活動など地域活動との連携を推進し、地域における子育て対応力の向上を図る。◆男性の育児参加推進のため、区民や企業への啓発を行い、誰もが職業生活と家庭・地域生活を両立できる環境づくりを促進する。◆児童手当など各種手当の支給、子ども医療費の助成のほか、育児費用負担軽減などの経済的支援を行っていく。◆被保護世帯の経済的自立を支援するため就労意欲を高め、就労能力を強化・活用できるよう、就労支援員を引き続き配置し、就労支援プログラムによる計画的支援を強化する。ハローワークとの連携を強化し組織的な支援体制の構築を図る。◆平成26年1月、江東区役所内に開設された「江東就職サポートコーナー」（ハローワーク常設窓口）を活用し、児童扶養手当受給者等生活困窮者の就労自立を支援していく。◆平成27年4月に施行される、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮した子育て世帯に対して、「貧困の連鎖」防止の取り組みについて、庁内の連携を図る。</p> <p>◆母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生・児童委員、母子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、母子生活支援施設の活用、母子世帯就労促進給付、母子自立支援プログラムを用いて、母子世帯の経済的自立を支援する。なお、DV相談等の増加に対し、配偶者暴力支援センターと連携し、支援をより強化する。◆「母子及び寡婦福祉法」が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、平成26年10月に施行される。父子家庭を対象とした父子福祉資金が創設されるなどの状況変化を踏まえ、区としても父子家庭への支援の拡充に取り組む。</p> <p>◆高等学校の授業料については、国により就学支援金の支給が図られているものの、今後も厳しい経済状況が続くことが見込まれることから、引き続き奨学資金の貸付を行い、就学の機会を逸することのないよう支援する。◆私立高等学校等入学資金融資事業については、実績の低下と融資不適格者の増加等により平成26年度をもって新規あつせんを終了し、今後は他制度の紹介により対応する。</p>

7 二次評価《区の最終評価》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援機能の充実について、引き続きNPOや子育てグループ等との協働の強化を図る。</li> <li>・子育て支援施策の実施にあたっては、地域特性や区民ニーズを分析した上で、現行事業の目的・効果を精査する。</li> <li>・区が実施している子育て支援の取り組み等の情報を、子育て情報ポータルサイト等の多様な媒体の活用により、効果的・効率的に発信していく。</li> </ul>

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

①学習内容の充実	学力強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピューター教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
②思いやりの心の育成	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育みます。
③健康・体力の増進	体育授業の充実や部活動の活性化などにより、継続的な運動習慣を身につけることができるようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
④教員の資質・能力の向上	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年3月には学習指導要領の改訂が行われ、子どもたちの生きる力を育てるとともに、思考力や判断力・表現力などを育てることが求められている。</li> <li>江東区では、知性ととともに、感性・道徳心や体力を育むための各種の教育施策を推進している。</li> <li>平成23年4月の法改正により、公立小学校第1・2学年の国の標準学級児童数が35人となった。</li> <li>平成24年度に「こうとう学びスタンダード」(学び方・体力・算数)を、平成25年度に「こうとう学びスタンダード」(国語・数学・英語)を策定し、平成26年度より全校で6つのスタンダードに取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団塊世代の教員の大量退職等によって、若手教員の割合が高い状況が継続する。このため、多様化する教育課題に対応しきれない状況が生まれる可能性がある。</li> <li>新規採用教員数(期限付任用を除く)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼</th> <th>小</th> <th>中</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1名</td> <td>72名</td> <td>27名</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>7名</td> <td>74名</td> <td>33名</td> <td>114名</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>6名</td> <td>88名</td> <td>41名</td> <td>135名</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>6名</td> <td>41名</td> <td>33名</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>9名</td> <td>46名</td> <td>22名</td> <td>77名</td> </tr> </tbody> </table>		幼	小	中	計	平成22年度	1名	72名	27名	100名	平成23年度	7名	74名	33名	114名	平成24年度	6名	88名	41名	135名	平成25年度	6名	41名	33名	80名	平成26年度	9名	46名	22名	77名
	幼	小	中	計																											
平成22年度	1名	72名	27名	100名																											
平成23年度	7名	74名	33名	114名																											
平成24年度	6名	88名	41名	135名																											
平成25年度	6名	41名	33名	80名																											
平成26年度	9名	46名	22名	77名																											

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>区民や学校現場からのニーズが増している施策の内容である。</li> <li>保護者の姿も様々で、学校選択制の実施により、積極的に学校を選ぶ一方で保護者会やPTA行事などに協力しない方がいれば、ボランティアやゲストティーチャー等の形で学校にかかわる協力的な方もいる。また、教員の指導方法や校舎長の経営方針に理不尽な意見をされたり、意に沿わない教員に対して厳しい指摘をされる方もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内の大学や教育機関等との連携をさらに推進し、教育内容を一層充実させることが求められる。</li> <li>団塊の世代の大量退職により、経験の浅い教員が増えることにより、地域や保護者の学校・幼稚園への信頼が構築されなくなる。</li> <li>研修の不十分な教員が増えることにより、日々の教育活動が充実せず、こどもの学力向上や豊かな心の醸成などができにくくなる。</li> </ul>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
31	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		104.0	103.9	—	105.5	106.2	106.9	106	指導室
	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		96.6	98.9	—	99.4	101.3	102.4	100	指導室
32	地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に参加した児童・生徒の割合	%	—	—	—	94.0	—		100	指導室
33	体力診断テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		98.8 (20年度)	97.7	98.1	97.0	97.3		100	指導室
	体力診断テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		91.7 (20年度)	91.0	94.9	91.4	92.5		100	指導室
34	教職員研修・研究会への1人当たりの年間平均参加回数	回	—	—	—	27.6	—		12	指導室

5 施策コストの状況					
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算	
トータルコスト	8,733,794千円	8,243,423千円	8,693,052千円	9,348,390千円	
事業費	5,559,451千円	5,305,379千円	5,723,489千円	6,505,991千円	
人件費	3,174,343千円	2,938,044千円	2,969,563千円	2,842,399千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
<b>(1) 施策における現状と課題</b>	
<p>◆学力については、指標において1年早く目標値を達成する等、概ね改善されている傾向にあるが、課題解決に向けたさらなる取組が必要である。◆平成18年度以降の学力強化講師等様々な人的配置に係る施策実施の結果、学習環境が整いつつある。平成23年度からは、小1支援員に加えて小学校1年生の31人以上の学級への少人数学習講師の配置を開始し、平成24年度は小学校2年生に拡大した。平成26年度からは少人数学習講師と学力強化講師の配置を見直し、「学びスタンダード強化講師」を全小中学校に配置し、基礎学力の定着を図っている。◆「こうとう学びスタンダード」の取組状況を把握し、その定着度を検証する。◆中学生海外短期留学事業は、国際理解教育に関する本区の積極的な取り組みとして区民にも認識されている。今後の継続及び他事業への転換等を含めて本事業の在り方を検討することも必要である。◆体力調査の結果をみると小中学生とも全国平均に届かない状況が続いている。家庭環境やこどもの遊びの変化により、外遊びが減ったり一人遊びが増えるなどの状況があるが、健全育成の点からも早急な改善策を展開することが必要である。◆情報通信技術の更なる利活用を図るため、平成26年9月から、小・中学校各1校でタブレットPCや無線LAN導入によるモデル事業を実施し、様々な機器活用における成果と教育効果を検証する。また、小・中学校に3台ずつ配備されている電子黒板を平成26年度当初に最新機種に更新した。</p>	
<b>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</b>	
<p>◆子ども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを課題として取り組む。◆学びスタンダード強化講師の効果的な活用及び事業のさらなる充実について検討する。◆こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、様々な事業を効果的・効率的に実施する。◆教育を、幼稚園から中学校までの11年間で捉え、積み重ねを大切に教育活動を展開する。◆平成22年度から始めた小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施や平成25年度からの体力スタンダードへの取組など、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。◆平成26年度以降「こうとう学びスタンダード」の確実な取組を進めるとともに、その成果を検証する。◆モデル事業の実績を踏まえ、情報通信技術の進展に対応した教育環境（情報端末・デジタル機器・ネットワーク環境）の整備や、教員への支援のあり方について検討していく。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こうとう学びスタンダード」の確実な取組を進めるとともに、その成果を明らかにする。</li> <li>・児童・生徒の健康・体力の増進に向けて有効な方策を検討する。</li> <li>・食育や防災教育など社会性を育む分野について、他部署と連携した取組を検討する。</li> <li>・若手教員をはじめとした教員への研修について、研修の効果の把握・分析を十分に行い、現在の研修体系の整理・見直しを行った上で、より効果的な研修となるよう取り組む。</li> </ul>	

1 施策が目指す江東区の姿

児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①個に応じた教育支援の推進	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
②いじめ・不登校対策の充実	学校と教育センター等の連携強化・ブリッジスクールの整備等により、いじめ・不登校原因の早期発見・解決に取り組むとともに、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
③教育施設の整備・充実	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、校内における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年3月に改訂学習指導要領が告示され、平成23年4月からは小学校で、平成24年4月からは中学校で全面实施となった。</li> <li>発達障害のある児童・生徒の増加や小1プロブレム、中1ギャップなどの課題が出現し、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。</li> <li>学校保健安全法の施行(平成21年4月)により、学校安全に関する規程が設けられ、学校安全、防犯環境充実への関心が高まっている。</li> <li>平成23年4月の法改正により、公立小学校第1・2学年の国の標準学級児童数が35人となった。</li> <li>障害者基本法の一部が改正され(平成23年8月)、障害のある児童もない児童も可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することが求められることとなった。</li> <li>平成25年4月から都の帰宅困難者対策条例が施行されたため、帰宅困難な園児・児童・生徒のための備蓄物資整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領の全面实施により学習内容が増え、授業についていけない児童・生徒の増加が予想される。その結果、不登校になる児童・生徒の増加も懸念される。</li> <li>発達障害のある児童・生徒の増加が続くと予測される。小1プロブレム、中1ギャップの解消に向け、継続的な支援員の配置が必要である。</li> <li>保護者等の意識変化に伴い、児童等に対し個々人の教育的ニーズに応じた支援の拡充が求められる。</li> <li>学校安全の継続した取り組みが求められる。</li> <li>標準学級児童・生徒数が35人となることにより、学級増が見込まれる。</li> </ul>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>人口の増加に伴い、児童・生徒数や学級数の増加傾向が続いている。</li> <li>小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの幼小中連携教育のニーズが高まっている。</li> <li>通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが出現している。</li> <li>児童・生徒の安全確保や人口増等に対応した教育施設の整備充実が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、小中学校の円滑な学習運営に資するよう小1プロブレム・中1ギャップ対策として、小学校入学時の生活リズム等の早期定着、中学校入学時の学習・生活リズムの定着に対する対策が必要となる。</li> <li>時間的制約から、スクールカウンセラーによる継続的な相談が困難な面もあり、教育センターSSC(スクーリング・サポート・センター)のカウンセラー等との連携が必要となる。</li> <li>児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備がますます求められる。</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
35 一人一人を大切にしている教育が行われていると思う保護者の割合	%	—	—	—	80	—	—	70	指導室
36 教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	%	67.7 (20年度)	56.4	52.3	57.0	63.8	—	70	指導室
37 不登校児童・生徒出現率（小学校）	%	0.29 (20年度)	0.24	0.34	0.33	0.34	—	0.20	指導室
不登校児童・生徒出現率（中学校）	%	3.65 (20年度)	2.95	2.96	2.73	2.96	—	2.00	指導室
38 改修・改築を実施した学校数※（小学校）	校	—	—	2	2	3	—	10	学校 施設課
改修・改築を実施した学校数※（中学校）	校	—	—	1	—	3	—	3	学校 施設課

※ 改修・改築を実施した学校数の目標値には、改修予定はあるものの、目標値設置時に対象校が確定しないため、小中学校別の数値を表記できない学校を含まない。

### 5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	9,890,692千円	10,527,937千円	9,182,727千円	9,861,027千円
事業費	9,576,653千円	10,238,236千円	8,857,795千円	9,507,815千円
人件費	314,039千円	289,701千円	324,932千円	353,212千円

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

◆特別な支援が必要な児童・生徒、特に通級指導学級へ通う児童・生徒の増加がみられる。◆平成25年度より全小学校に都スクールカウンセラーが配置された。区費スクールカウンセラーについては、相談件数や相談内容の多い学校への追加配置や問題発生時の緊急派遣等、必要に応じて配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。相談件数は年々増加し、相談内容も複雑多様化している。◆不登校児童・生徒の出現率については、目標値を達成するため、関係機関と連携した更なる取り組みが必要である。◆小1プロブレムについては、小1支援員の配置を中心とした施策を展開し、一定の成果を収めているが、保幼小中連携教育の推進を含めて今後も積極的な施策の展開が求められる。◆改修・改築期間中に仮校舎を使用するにあたり、期間中のスクールバスの運行や学区域外での教育活動など、学校・保護者・地域住民の理解が得られるよう、計画や安全性について協議していかなければならない。◆事業費については、国や都の補助制度、基金等を有効に活用していく。◆労務単価や物価変動による事業費の見直しについて、国の動向を注視し対応していく。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆特別支援教育検討会の開催等により、区内の特別支援教育の課題を整理するとともに改善策を構築していく。また、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の特別支援教室の設置を含めた特別支援学級等の適切な配置に努めていく。◆教育センターのSSC（スクーリング・サポート・センター）を中心とした取り組み（適応相談・教育相談・ブリッジスクール）を継続して実施するとともに、南部地区におけるブリッジスクールのあり方も含め開設について検討を進める。◆SSW（スクールソーシャルワーカー）の成果を検証しつつ、SSWの増員を図る。◆保幼小中の連携推進のため、「江東区保幼小連携教育プログラム」を全校園で活用するとともに年間2回の「江東区連携教育の日」を効果的に実施していく。また、小・中学校で実施している「こうとう学びスタンダード」を核とした連携も推進していく。◆学校施設の改築・改修事業については、平成24年11月に策定した「江東区立小中学校の改築・改修に関する考え方」に基づき進めていく。◆限られた財政状況の中でコスト縮減を図りつつ、校舎の老朽化や人口推計などを総合的に判断し、工事の優先順位を考慮しながら計画的改修を実施していく。また、急増する児童生徒数の動向を踏まえながら関係所管と連携し、新築・増築への取り組みを検討していく。◆学校安全対策事業としての防犯ブザーの配布、学校安全カルテの作成、防犯カメラ・電子錠・カメラ付きインターホンの設置、トランシーバー及び緊急時一斉連絡システムの導入は一定の効果を見込めるが、防犯カメラ等の機器は耐用年数の経過により入れ替えを行う必要があるため、今後この方法について検討する。

## 7 二次評価《区の最終評価》

・発達障害のある児童・生徒の対応や小1プロブレム、いじめ、不登校等については、人材を適切に配置することで一定の成果を上げている。さらなる施策の推進のため、事業の目的・効果の精査、人材や関係機関等の機能・役割分担の整理について継続して取り組むほか、人材の量的水準の妥当性について検証する。また、これらの内容を区民に分かりやすく示すとともに、効果的な連携のあり方について引き続き検討する。

・校舎等の新增設・改修については、昨今の労務費の上昇等の影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画を着実に実施する。

・教育センターのスクーリング・サポート・センターを中心とした取り組みを継続して実施するとともに、学校と実効的に連携できる仕組みづくりを推進する。